

保護者様

大阪府立西淀川高等学校長

インフルエンザに関する報告書について

インフルエンザは学校保健安全法施行規則第19条により出席停止の取り扱いになります。
インフルエンザと診断された場合には、医療現場の混乱を避けるため再登校に際しては下記の項目について医師に確認の上、保護者が記入し押印の上、保健室へ提出してください。その際、受診を確認できるもの（検査結果・薬の説明書・領収書など）を添付してください。

インフルエンザ 出席停止の基準	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
--------------------	-------------------------------

*インフルエンザ以外の感染症（麻しん、水痘など）については、別紙【学校感染症等にかかる登校に関する意見書】を提出してください。

インフルエンザ報告書

医師の指示による自宅で療養すべき期間（出席停止期間）

平成 年 月 日（ ）から

平成 年 月 日（ ）まで

【受 診 日】 平成 年 月 日

【医療機関名】 _____
_____ 年 組 番 名前

保護者名 _____ 印

*学校記入欄

受診確認書類：☐ 検査結果 ☐ 薬説明書 ☐ 薬 袋 ☐ 領収書
☐ その他（ ）

確認者：